



福県医発第1170号(地)

平成23年 8月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業における高校2年生相当者
に対する子宮頸がんワクチンの接種について

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、十分な供給量確保により、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業における全ての対象者で接種が再開されておりますが、接種差し控えにより昨年度高校1年生相当者であって1回目の接種を受けることができなかった今年度高校2年生相当者は、本促進事業が平成24年3月31日までの事業であることから、接種間隔から逆算し、平成23年9月30日までに1回目の接種を受けた方が助成の対象となります(平成23年10月1日以降に1回目の接種を受けた高校2年生相当者は、国の実施要領上、助成の対象とはなりません)。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、グラクソ・スミスクライン社より、子宮頸がんワクチンに関する①院内掲示用ポスター、②接種再開通知はがき用テンプレートを提供いただきましたので、本会ホームページ新着情報に掲載しております。ご活用いただきますよう併せてご連絡いたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

ワクチン接種緊急促進事業実施要領(新旧対照表)

新	旧
第1 (略) 第2 1 ヒトパピローマウイルスワクチン(以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。): 13 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性。 ただし、例外として、12 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある女性も対象とすることができる(この場合、本事業における接種範囲は4学年内までとする)。 <u>なお、平成 22 年度において 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある者のうち、以下に該当するものについては、17 歳となる日の属する年度においても、接種を受けることができる。</u> <u>①平成 22 年度に本事業に基づき1回目若しくは2回目の接種を行ったもの又は明らかな発熱を呈している若しくは急性の疾患にかかっていることにより子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けることが適当でないとされたもの。</u> <u>②平成 22 年度に当該者を本事業の対象としていた市町村において、当該者が子宮頸がん予防ワクチンの供給量の不足により平成 22 年度に本事業に基づき1回目の接種を行うことができなかったもの(平成 23 年9月30 日までの間に1回目の接種を行うものに限る。))。</u> 2～3 (略) 第3～第4 (略)	第1 (略) 第2 1 ヒトパピローマウイルスワクチン(以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。): 13 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性。 ただし、例外として、12 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある女性も対象とすることができる(この場合、本事業における接種範囲は4学年内までとする)。 <u>なお、平成 22 年度において、16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある者で、本事業に基づき1回目若しくは2回目の接種を行ったもの又は明らかな発熱を呈している若しくは急性の疾患にかかっていることにより子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けることが適当でないとされたものについては、17 歳となる日の属する年度においても、接種を受けることができる。</u> 2～3 (略) 第3～第4 (略)

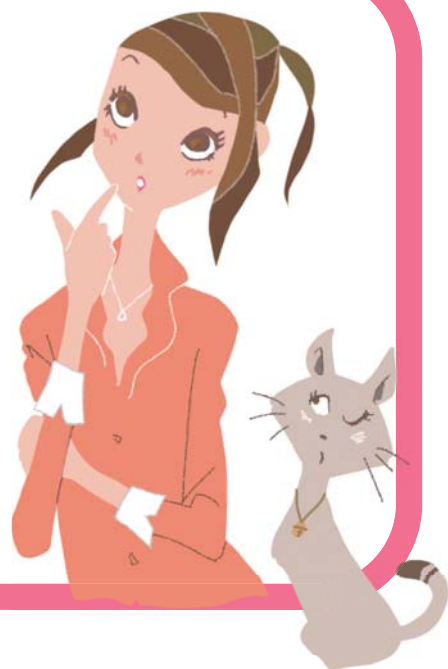
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関するQ&A（自治体向け）

（平成23年3月29日）

●子宮頸がんワクチンの供給不足について

	質問内容	回答
1	・平成22年度に高校1年生を事業の対象としていなかった場合にも、平成23年度に高校2年生を対象として事業を行うことはできますか。	・今般の措置は、平成23年3月にワクチンの供給量が不足したことによるものであり、平成22年度に高校1年生相当の者を事業の対象としていなかった場合には、平成23年度に高校2年生相当の者を対象として事業を行うことはできません。
2	・いつ頃になったら、新たな1回目の接種ができるようになりますか。	・新たな1回目の接種を行うことのできる時期は定まっていますが、夏頃までには順次このためのワクチンが供給される見込みです。 ・なお、製造販売業者からは、現時点で供給できるのは、3月に1回目の接種を差し控えるようお願いする以前に1回目の接種を行った方々への2回目、3回目の接種分に限られていると聞いており、引き続き1回目の接種を差し控えるようお願いいたします。
3	・事務連絡において、当分の間、高校2年生でも事業対象とできる、とされていますが、当分の間とは、いつまでですか。	・平成22年度に高校1年生相当の者を事業の対象としていた市町村において、ワクチンの不足により平成22年度中に接種が開始できず、平成23年度に高校2年生相当となった者については、平成23年9月末日までに接種を開始した場合に事業の対象とできることとします。
4	・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合でも、事業の対象となりますか。	・4月1日付で実施要領の改正を行い、供給量の不足などやむを得ない事情で標準的な接種間隔から遅れた場合は、接種ができるようになった時点で速やかに接種する場合も、事業の対象とすることとします。
5	・接種の一時的見合わせにより、平成24年3月末までに接種を終えることができなくなってしまった場合、平成24年4月以降に接種した分は、事業の対象となりますか。	・現時点では、事業の実施期間は平成23年度末までです。
6	・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合には、どのように接種すればいいですか。	・接種ができるようになった時点で、なるべく速やかに接種してください。
7	・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合でも、ワクチン接種の効果はありますか。	・ワクチン接種後の免疫への効果については、仮に接種が多少遅れたとしても、一般に、大きな差はないとされていますが、2回目以降の接種はできるだけ遅れないよう、1回目の接種よりも優先して実施するようお願いしています。
8	・1回目の接種差し控えを行っている間に、1回目の接種を受けた場合、事業の対象となりますか。	・事業の対象となります。
9	・1回目の接種差し控えを行っている間に、ワクチン接種を行った場合の健康被害救済はどのようになりますか。	・取り扱いは通常と変わりません。
10	・供給量不足によって、通常と異なる接種間隔で接種する場合がありますが、その場合の健康被害救済はどのようになりますか。	・接種の一時的見合わせによって通常の接種間隔から遅れ、接種ができるようになった時点で速やかに接種する場合に、そのことのみを理由として健康被害救済の対象から外れることはありません。
11	・供給量不足により、基金事業の対象期間に接種が完了しないことが想定されますが、その場合に基金の延長は行われますか。	・現時点では、事業の実施期間は平成23年度末までです。年間を通じての供給量は確保されていると聞いていますが、事業の期間内に十分なワクチンの供給が行われるよう、製造販売業者に引き続き要請しています。

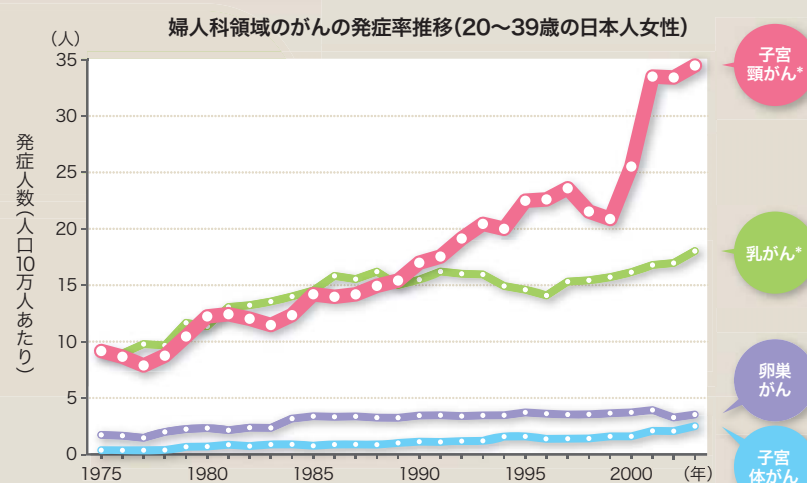
予防できる “がん”があるって 知っていましたか!?



“子宮頸がん”を ご存じですか?

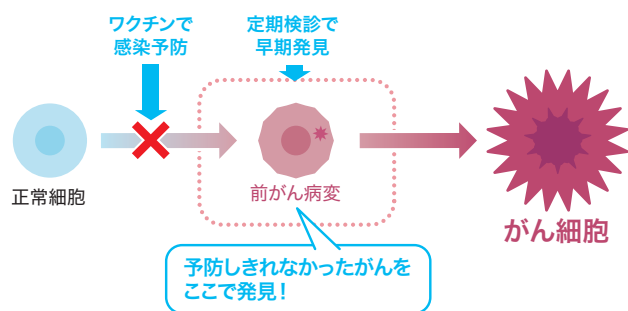
子宮頸がんは、若い世代に多いがんで、最近特に、20～30代の女性で急増しています。

子宮頸がんは、「発がん性ヒトパピローマウイルス（発がん性HPV）」というウイルスの感染が主な原因です。発がん性HPVは、ごくありふれたウイルスで、ほとんどの女性が一生に一度は感染するという報告もあります。



国立がんセンターがん対策情報センター、人口動態統計(厚生労働省大臣官房統計情報部)

ワクチンと検診による子宮頸がん予防



“子宮頸がん予防ワクチン”

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんから多くみつける発がん性HPV 16型と18型の感染を予防します。

ただし、すべての発がん性HPVの感染を防ぐものではありません。ワクチン接種後も、20歳を過ぎたら定期的な子宮頸がん検診の受診が必要です。

子宮頸がんは定期的な子宮頸がん検診の受診とワクチン接種で予防することができるがんです。

本ワクチンには、子宮頸がんの治療効果はありません。

子宮頸がんは、定期的な子宮頸がん検診の受診と ワクチン接種で予防できます。

詳しくは当院にご相談ください。



子宮頸がんに関する詳しい情報は
こちらでご覧いただけます。

すべての女性に知ってほしい
子宮頸がん情報サイト

allwomen.jp